

今後予定されるリニア中央新幹線に係る J R 東海からの報告等について

1 環境影響評価準備書に対する知事意見で報告等を求めた事項

- (1) 工事期間中に新たな環境影響のおそれが生じた場合に 県へ報告し、環境影響の回避・軽減のための追加措置に対する必要な助言を求めること【1(4)】
- (2) 工事計画が具体化した時点で、工事用車両の発生集中交通量を削減した運行計画及び講じる環境保全措置を県へ報告し、必要な助言を求めること【2(3)】
- (3) 地下水・水資源に係る詳細な事後調査計画について、作成した時点で県へ報告し、県の助言を踏まえて事後調査を実施すること【8(4)】
- (4) 発生土に重金属が含まれていた場合の処理処分状況を県へ報告すること【10】
- (5) 工事用車両の運行計画が具体的に決まった段階で、交通への量の増加が著しい路線において動植物の調査を実施し、調査結果と重要種が確認された場合の環境保全措置を県へ報告し、必要な助言を求めること【14(5)】
- (6) 大鹿村釜沢の南西側の非常口における動植物の調査が不足している範囲について、春夏だけでなく四季の動植物の調査を実施し、調査結果と重要種が確認された場合の環境保全措置を県に報告し、必要な助言を求めること【14(7)】
- (7) 発生土置き場（仮置き場も含む。）の計画が具体的に決まった時点で、調査、予測及び評価を行い、その結果を公表するとともに、県に報告し、必要な助言を求めること。【17(1)】

2 知事意見に対する J R 東海の見解

環境影響評価書において、上記のいずれの項目についても県に報告する旨の見解を示している。

3 J R 東海からの報告等に係る技術委員会での審議方法（案）について

- 技術委員会の議題として公開の場で審議を行うか、関係委員と個別に協議する。
- 技術委員会又は協議の際には、必要に応じて J R 東海の出席を求める。
- 個別に委員と協議とした場合は、その後の技術委員会に報告する。
- J R 東海からの提出資料は技術委員会の会議資料として公開する。